

日医発第 1531 号（健Ⅱ）  
令和 6 年 12 月 5 日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
笹本 洋一

【最終案内】新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う  
令和 6 年度における請求事務の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和 6 年度における請求事務については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う 令和 6 年度における請求事務の取扱いについて（その 2）」日医発第 1172 号（健Ⅱ）でお示ししています。この中で、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応は令和 6 年度限りとなっており、各都道府県における執行手続きの関係上、令和 7 年 1 月診療分の請求時期が最後の機会となるため、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期までに必ず請求事務を行うよう連絡しております。

今般、厚生労働省より本会に対して【最終案内】として標記の事務連絡がなされたので、請求に際して下記参照方、遺漏なくご対応の程お願い申し上げます。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

## 記

- 対象 : 新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援分の請求  
(令和 2 年度～令和 5 年度) ※令和 6 年 3 月 31 日診療分が最終
- 最終請求日 : 令和 7 年 1 月診療分での請求が必要  
※レセプト提出期限の令和 7 年 2 月 10 日厳守
- 理由 : 公費支援の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が令和 6 年度限りであるため。